

(2) 教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）

人間生活学科は、人が人らしく生きることができる世界の創造を追求する「人間守護の理念」の実現を目指して、人間生活の向上と社会の発展に寄与する人材を養成することを教育目的としている。これを達成すべく、人間生活に関して総合的かつ専門的に学べる教育課程を編成している。具体的には、生活総合コース、福祉コース、建築デザインコースの3コースを編成し、それぞれが独自の専門性を追求できる教育課程となっている。

(1) 専門科目と共通基礎科目について

- 1) 人間生活の総体を学ぶにあたって、人間学系、生活学系、生活科学系という3区分を設け、それぞれの専門科目群を総合的かつ体系的に編成している。専門性をさらに高めるために、3年、4年の2か年にわたる卒業研究がある。
- 2) 専門科目は、高い教養のある人材の養成のために、また基礎専門科目としても、共通基礎科目との間で体系的に編成されている。
- 3) 教養教育を重視し、人間学系、生活学系、生活科学系の3区分を、人文、社会、自然の3分野に対応させている。それゆえ、3コースの専門科目は専門教育でありながらも、そのベースには、教養教育を内在させている。

(2) 教育課程の全体構造は、目的と手段の構図である。

目的は「人間守護」の理念の実現と、そのための「人間生活の向上と社会の発展に寄与できる人材の養成」であり、それに至るための手段は、人間学系・生活学系・生活科学系の3区分にわたる「専門科目」と「共通基礎科目」の学びである。

- 1) 特に専門科目においては、理論を活用する実践力の育成を目指している。実践力の育成のために、各種の実習・実技、その他に各種の施設・現場の視察・見学、講演会、地域交流活動などがある。
- 2) 人間学系、生活学系、生活科学系の3学系にわたる広い専門科目の編成は、今日の大学教育の内容として要請されている「課題探究能力」(自ら将来の課題を探究し、その課題に対して、広い視野から柔軟かつ総合的な判断を下すことのできる能力、つまり知の実践力・社会貢献力)の育成に適合するものである。

以上の教育課程の編成方針に基づき、生活総合コース、福祉コース、建築デザインコースの教育課程が編成されている。

(3) 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

人間生活学科では、別に定める卒業要件を満たした学生に学士（家政学）の学位を授与し、以下の知識、能力、態度が身についていることを保証する。

人間生活学科の教育目的を達成するために、ディプロマ・ポリシーを次の通り定める。

1. 人間を護り、人間生活の向上と社会の発展を目指し、生活・福祉・建築のそれぞれの専門分野で、人文・社会・自然にわたる基礎的知識を総合的に用いつつ、それぞれの専門知識と技術を修得し、それらを活用できる。（知識・理解）
2. 高い教養と広範な専門性に基づき、広い視野に立って物事を柔軟かつ総合的に判断し、現代の生活・福祉・建築をめぐる諸課題を発見し、分析し、解決する能力を身につけている。（課題探求力・問題解決力）
3. 建学の精神—尊敬・責任・自由—により、人間として人格形成を志向し、自己の専門知識と技術を社会のために活かし、社会的責任を果たすことができる。（志向性、社会的責任）
4. 学修や実習などによる総合的経験や横断的思考力を活かして、地域社会における生活・福祉・建築に関する諸問題に新たな発想で取り組むことができる。（総合的な学習経験、創造的思考力）

(5) 生活総合コース

1) 教育課程

(1) 人材養成

人間生活を総合的かつ専門的に学び、高い教養と多面的な技術を習得し、人間生活、すなわち、個人及び家庭、社会の生活を向上させる実践力を養成することが本コースの目的である。養成する人材は、家政学の視点を有する企業社員（例：ヒープ（HEIB:home economists in business））、生活担当公務員、アパレル産業従事者、中学・高校教員（家庭）、などである。

(2) 教育課程の概要

- 1) 共通基礎科目は7つに区分されている。その内、人間学系は人間について多面的に捉える学系であり、宗教学の人間論、哲学的人間論、その他5科目がある。生活学系は、生活を社会諸科学の面から捉える学系で、生活学的政治論、生活学的法律論、その他5科目となっている。生活科学系は生活物理学、その他3科目。語学系は国語表現法の他、英語関係科目9科目。健康学系は運動健康論1科目、キャリア系はキャリアデザイン、その他3科目、特別科目は芸術鑑賞講座・教養講座、から構成されている。共通基礎科目は、生活総合コース、福祉コース、建築デザインコースに共通するものである。
- 2) 共通基礎科目は、食物栄養学科と共通するものであるが、様々な専門科目へ展開する上での共通基礎としての性格を有するため、英語関係科目を除いて、殆どが1年時に集中的に開講されている。
- 3) 生活に対する広い専門知識と価値意識を修得するため、専門科目は、3つの学系に区分されている。人間学系は人間について総合的に捉える、ほぼ3コース共通の内容であり、宗教学の人間学、哲学的人間学、その他5科目となっている。生活学系は家政学原論を中心として、経済、家族、生活経営、消費、消費者保護、地域、福祉、情報、外国の生活など、広い生活領域に及ぶ19科目を設置してある。生活科学系は衣生活関係、食生活関係、住生活関係、環境関係にわたる26科目である。以上に卒業研究を加えて構成されている。
- 4) 専門科目の内容は、中学・高校の家庭科を構成する内容に対応しており、中学・高校の家庭科教員の養成にふさわしい内容である。家庭科教員の免許状取得に必要な専門科目は、コースの専門科目として設定されている。
- 5) 特に、福祉関係科目、衣生活関係科目、食生活関係科目が、学年進行と内容に応じて系統的に編成されている。
- 6) 「消費者保護関連法」の新設は、広い生活領域にわたって人間と生活を守る法機能を理解するとともに、秩序ある生活形成の理解に資することを目的としている。
- 7) 「地域生活論」の新設は、地域における生鮮食品の卸売市場、商品の流通市場、上水場、終末処理場、公営住宅、福祉施設、市の消費生活課、などを視察・研修することにより、地域の実情を捉え、問題の発見と解決への思考を展開する知の実践力を高め、さらには、地域生活に貢献する意識を育成することを目的としている。
- 8) 「加工食品学」「調理学実習」「衣造形学実習」などの科目は、衣・食の生活技術を修得させ、生活の実践力に資することを目的として設置されている。

(7) 福祉コース

1) 教育課程

(1) 人材養成

介護福祉と社会福祉に関する専門知識と技術を学修し、介護に関する援助指導及び福祉に関する相談援助指導の実践能力を有する福祉専門家を養成することが目的であり、社会福祉士受験資格及び介護福祉士資格、中学・高校教員（家庭科）、高校教員（福祉）の免許状を取得することが可能な教育課程となっている。

(2) 教育課程の概要

- 1) 広い視野と高度な福祉専門性を獲得した介護福祉士・社会福祉士を養成すべく、専門科目は3つの学系を有し、その中でも特に生活学系を中心としている。生活学系は、家政学原論を基盤として、社会福祉関係25科目、介護福祉関係33科目、社会福祉・介護福祉共通3科目、その他6科目の合計67科目である。生活科学系は衣生活関係3科目、食生活関係3科目、住生活関係2科目の合計8科目（うち5科目介護福祉必修科目）である。これに卒業研究を加え構成されている。
- 2) 介護福祉士養成関係科目は主に1年生～2年生にわたって開講され、社会福祉士養成関係科目は主に3年生から4年生前期にかけて開講されている。カリキュラム全体としては、具体的認識を基盤にして理論や制度の理解に進む順次性を持っている。
- 3) 介護の基本、生活支援技術、介護過程、介護総合演習、介護実習、社会福祉援助技術論、相談援助演習・実習指導・実習などの科目は、学年進行に応じて系統的に設定されており、介護福祉及び社会福祉に関する専門的知識と技術を合理的に修得し、体系だった理解を構築することを目指している。
- 4) 介護福祉士及び社会福祉士としての実践能力は、主として3回の介護実習、3回の相談援助実習によって育成される。
- 5) 中学・高校教員（家庭）および高校教員（福祉）の免許状取得に必要な専門科目は、コースの専門科目として設定されている。（ただし、家庭科教員の免許状取得は、平成27年度以降、CAP制の視点から社会福祉士受験資格取得希望者のみに限定している。）

- (注) 1. 社会福祉主事任用資格取得のためには、以下の5科目から3科目取得する必要がある。
「社会福祉原論」「社会保障論」「高齢者福祉論」「児童福祉論」「障害者福祉論」
2. 社会福祉士及び高等学校教諭一種免許「福祉」の資格を同時に履修する者は、相談援助実習Ⅰを取得し、社会福祉実習Ⅰを必修としない。
但し、高等学校教諭一種免許「福祉」の資格のみの者は、社会福祉実習を必修とし、相談援助実習Ⅰの取得はできないものとする。
3. GPA活用
- ①進級条件への利用 2年⇒3年へ
 - ①-① GPA1.4以上
 - ①-② 専門必修科目36単位以上取得済み
 - ①-③「社会福祉原論」「介護の基本Ⅰ」「社会福祉援助技術論Ⅰ」「社会福祉援助技術論Ⅱ」単位取得済み
 - ②学習指導への利用：GPA1.4未満学生への個別指導
 - ③前年度成績優秀者（GPA2.5以上）には、年間60単位を越えない範囲での単位取得を認める。

3) 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

福祉コースのディプロマ・ポリシーを次の通り定める。

1. 介護福祉および社会福祉の2領域において、介護福祉士あるいは社会福祉士として必要な広範な専門的知識と技術を修得し、それらを応用できる。（知識・理解）
2. 基礎知識と専門的知識により、高齢者や障がい者（児）などを取り巻く社会環境を多面的かつ総合的に把握し、介護福祉および社会福祉をめぐる様々な問題に対処できる論理的思考力と問題解決へ導く能力を身につけている。（論理的思考力、問題解決力）
3. 他者を援助し、他者と協調できる人格形成を志向し、福祉を通して、社会的責任を果たそうとする態度と倫理観を身につけている。（倫理観、社会的責任）
4. 実習、地域交流活動、卒業研究などによる総合的経験と横断的思考力を活かして、地域の福祉をめぐる課題を解決する能力を身につけている。（総合的な学習経験、創造的思考力）

(9) 建築デザインコース

1) 教育課程

(1) 人材養成

住生活のあり方及び建築物の本質を探究し、専門知識と技術と実践力を有し、自然との共生可能な住環境を創造できる建築専門家を養成することが目的であり、一級建築士（実務2年）、二級建築士の受験資格、インテリア設計士、福祉住環境コーディネーター、商業施設士、中学・高校教員（家庭科）、高校教員（工業）の資格・免許状の取得が可能になっている。

(2) 教育課程の概要

- 1) 専門科目は3つの学系を有しながらも、技術の理論的支柱を重視して、特に生活科学系が中心となっている。生活学系は、家政学原論を中心として9科目あり、特に家政学原論、生活学原論において家・住まいの本質にかかわる「住むこと」の人間学的意味を理解する。生活科学系には、衣生活・食生活関係8科目、住生活・建築関係28科目、環境関係2科目、その他2科目、合計40科目が開設されている。加えて職業指導1科目がある。そして、獲得した知の総合と表現を目指して、卒業研究がある。
- 2) 住生活・建築関係科目の殆どが、学年進行と内容に応じて1年生～4年生まで雁行形態に編成されており、建築に関する専門的知識と技術を系統的に修得することができる。このことにより、一級建築士（実務2年）・二級建築士・その他の建築関係資格の受験資格を取得することが可能になっている。
- 3) 一級建築士及び二級建築士に向けての実践力の育成は、1年生～4年生までの建築設計製図において集中して行われる。3年生時から、学生各自のオリジナル設計を創作する。
- 4) 建築士としての資質及びセンスの育成のために、授業の他に、著名な建築物の視察、建築現場の視察・研修、高名な建築家による講演の聴講などを行っている。
- 5) 中学・高校教員（家庭）及び高校教員（工業）の免許状取得に必要な専門科目は、コースの専門科目として設定されている。

(8) 免許状（証）及び資格等を取得するための教育課程

前記11. 教育課程は、本学の各学科を卒業するために必要な必修単位と各自の選択にて修得すべき単位とを明らかにしたものであるが、この他本学においては、次に示すような各種免許状（証）及び資格を取得するための課程が認定されており、それに必要な授業科目が開設されている。なお、このために各科において修得しなければならない授業科目及び単位については11. 教育課程のカリキュラム表の備考欄及び（注）に明記してあるのでよく注意すること。

| 学 科 | 取 得 可 能 な 免 許 状 及 び 免 許 証 等 |
|--------|---|
| 人間生活学科 | 生活総合コース：中学校教諭一種免許状「家庭」、高等学校教諭一種免許状「家庭」、社会福祉主事（任用資格） 福 祉 コ ー ス：中学校教諭一種免許状「家庭」、高等学校教諭一種免許状「家庭」・「福祉」、社会福祉士国家試験受験資格、介護福祉士国家試験受験資格、社会福祉主事（任用資格） 建築デザインコース：中学校教諭一種免許状「家庭」、高等学校教諭一種免許状「家庭」・「工業」、一級建築士及び二級建築士受験資格、インテリアプランナー・インテリア設計士・建築設備士・商業施設士の各試験受験資格 |

(9) 関係法令等の抜粋

この手引きの1～11までは、各学生が本学のそれぞれの科を卒業するために必要な単位及びそれらを修得するための諸規程・手続きについて述べてきたが、ここではそれらの基礎となっている関係諸法令の重要部分の抜粋を示す。各自に関係ある部分は熟読してよく理解すること。

(1) 大学に関するもの

○学校教育法（昭和22年3月31日 法律第26号）（平成23年改正）

第83条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

2. 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

○学校教育法施行規則（昭和22年5月23日 文部省令第11号）（平成23年改正）

第142条 大学（大学院を含み短期大学を除く。）の設備、編制、学部及び学科に関する事項、教員の資格に関する事項（略）、その他大学の設置に関する事項は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）（略）、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）（略）の定めるところによる。

第161条 短期大学を卒業した者は、編入学しようとする大学（短期大学を除く。）の定めるところにより、当該大学の修業年限から、卒業した短期大学における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。

○大学設置基準（昭和31年10月22日 文部省令第28号）（平成22年改正）

第21条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。

2. 前項の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一、講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

二、実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時

間の授業をもって1単位とすることができる。第3号省略

3. 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(2) 教育職員免許状に関するもの

本学は、教育職員免許法（昭和24年5月31日 法律第147号）第5条第1項の規定に基く、免許状の所要資格を得させるための正規の課程としての認可を受け、昭和41年4月より中学校教諭一種普通免許状「家庭」及び高等学校教諭一種普通免許状「家庭」を、平成14年4月より高等学校教諭一種普通免許状「福祉」・平成24年4月より「工業」を、平成19年4月より栄養教諭一種普通免許状を得させるための課程を設け、それに必要な授業科目を開設している。また、昭和43年4月より上記各免許状の所有資格を得させるための聴講生（科目等履修生）の課程としての認可を受け卒業生及び一般の人々の免許状取得又は上進に資している。以下関係法令の抜粋を記す。

○教育職員免許法（昭和24年5月31日 法律第147号）（平成20年改正）

第1条 この法律は、教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とする。

第2条 この法律で「教育職員」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）の主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（以下「教員」という。）をいう。

第2項、3項、4項・5項省略

第5条 普通免許状は、別表第1、第2若しくは第2の2に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第1、第2若しくは第2の2に定める単位を修得した者又は教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

- 一、18歳未満の者
- 二、高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めたと者を除く。
- 三、成年被後見人又は被保佐人
- 四、禁錮以上の刑に処せられた者
- 五、第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 六、第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 七、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

第2項、3項、4項、5項、6項省略

7. 免許状は、都道府県の教育委員会（以下「授与権者」という。）が授与する。

別表第1（第5条、第5条の2関係）

| 第 1 欄 | | 第 2 欄 | 第 3 欄 | | | |
|--------|-------|-----------------|-------------------------|----------|--------------|--------------|
| 免許状の種類 | | 基 礎 資 格 | 大学において修得することを必要とする最低単位数 | | | |
| | | | 教科に関する科目 | 教職に関する科目 | 教科又は教職に関する科目 | 特別支援教育に関する科目 |
| 中学校教諭 | 専修免許状 | 修士の学位を有すること。 | 20 | 31 | 32 | |
| | 一種免許状 | 学士の学位を有すること。 | 20 | 31 | 8 | |
| | 二種免許状 | 短期大学士の学位を有すること。 | 10 | 21 | 4 | |
| 高等学校教諭 | 専修免許状 | 修士の学位を有すること。 | 20 | 23 | 40 | |
| | 一種免許状 | 学士の学位を有すること | 20 | 23 | 16 | |

- 備考 1. この表における単位の履修方法については、文部科学省令で定める（別表第2から第8までの場合においても同様とする）。
2. 第2欄の「修士の学位を有すること」には大学（短期大学を除く。第6号及び第7号において同じ。）の専攻科又は文部科学大臣の指定する。これに相当する課程に1年以上在学し、30単位以上を修得した場合を含むものとする（別表第2及び別表第2の2の場合においても同様とする）。
- 2の2. 第2欄の「学士の学位を有すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第2の場合においても同様とする）。
- 2の3、3 省略
4. この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状もしくは一種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第2及び別表第2の2の場合においても同様とする）。
5. 第3欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第2及び別表第2の2の場合においても同様とする）。
- 文部科学大臣が第16条の3第4項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの
 - 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関する科目として適当であると認めるもの
6. 前号の認定課程には、第3欄に定める科目の単位のうち、教職に関する科目又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程を含むものとする。
7. 専修免許状に係る第3欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれ一種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする（別表第2の2の場合においても同様とする）。
8. 一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。）に係る第3欄に定める科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数からそれぞれ二種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。
9. 中学校教諭の音楽及び美術の各教科についての免許状並びに高等学校教諭の数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、工業、商業、水産及び商船の各教科についての免許状については、当分の間、この表の中学校教諭の項及び高等学校教諭の項中教職に関する科目の欄に定める単位数（専修免許状に係る

単位数については、第7号の規定を適用した後の単位数)のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する科目について修得することができる。

別表第2の2 (第5条関係)

| 第 1 欄 | | 第 2 欄 | 第 3 欄 | | |
|---------|---------|--|--------------------------|----------------|----------------------------------|
| 免許状の種類 | 所要資格 | 基 礎 資 格 | 大学において修得することを必要とする最低単位数 | | |
| | | | 栄 養 に 係 る 教 育 に 関 する 科 目 | 教 職 に 関 する 科 目 | 栄 養 に 係 る 教 育 又 は 教 職 に 関 する 科 目 |
| 栄 養 教 諭 | 一 種 免 許 | 学士の学位を有すること、かつ、栄養士法第2条第3項の規定により管理栄養士の免許を受けていること又は同法第5条の3第4号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けていること。 | 4 | 18 | |

○教育職員免許法施行規則（昭和29年10月27日 文部省令第26号）（平成22年改正）

第1条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）別表第1から別表第8までにおける単位の修得方法等に関しては、この章の定めるところによる。

第1条の2 免許法別表第1から別表第8までにおける単位の計算方法は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項及び第3項（略）、短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第7条第2項及び第3項（略）に定める基準によるものとする。

第1条の3 免許法別表第1備考第2号の規定により専修免許状に係る基礎資格を取得する場合の単位の修得方法は、大学院における単位の修得方法の例によるものとする。

第4条 免許法別表第1に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第1欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第2欄に掲げる科目について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあってはそれぞれ1単位以上計20単位を、二種免許状の授与を受ける場合にあってはそれぞれ1単位以上計10単位を修得するものとする。

| 第 1 欄 | 第 2 欄 |
|-------|--------------------------|
| 免許教科 | 教 科 に 関 する 科 目 |
| 家 庭 | 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） |
| | 被 服 学（被服製作実習を含む。） |
| | 食 物 学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） |
| | 住 居 学 |
| | 保 育 学（実習を含む。） |
| | 家庭電気・機械及び情報処理 |

備考 1. 第2欄に掲げる教科に関する科目は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない。（次の表の場合においても同様とする。）

2. 3. 省略

第5条 免許法別表第1に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第1欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第2欄に掲げる科目について、それぞれ1単位以上計20単位を修得するものとする。

| 第 1 欄 | 第 2 欄 |
|-------|---|
| 免許教科 | 教科に関する科目 |
| 家庭 | 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） |
| | 被服学（被服製作実習を含む。） |
| | 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） |
| | 住居学（製図を含む。） |
| | 保育学（実習及び家庭看護を含む。） |
| | 家庭電気・機械及び情報処理 |
| 福祉 | 社会福祉学（職業指導を含む。） |
| | 高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉 |
| | 社会福祉援助技術 |
| | 介護理論及び介護技術 |
| | 社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。） |
| | 人体構造及び日常生活行動に関する理解 |
| | 加齢及び障害に関する理解 |
| 工業 | 工業の関係科目 |
| | 職業指導 |

第 6 条 免許法別表第 1 に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

| 第 1 欄 | 最低修得単位数 | | | | | | 第 5 欄 | 第 6 欄 | | |
|--------------------|------------------------------|---|---|----------------------|--------------------------------|--|--|-------|-------|---|
| | 第 2 欄 | 第 3 欄 | 第 4 欄 | | | | | | | |
| 教職に関する科目 | 教職の意義等に関する科目 | 教育の基礎理論に関する科目 | 教育課程及び指導演法に関する科目 | 生徒進路指導に関する科目 | 指 導 及 等 教 育 に 関 する 理 論 及 び 方 法 | 進路指導の理論及び方法 | 教育実習 | 実践演習 | | |
| 右項の各科目に含めることが必要な事項 | 教職の意義及び教員の役割 及及び身分保障等を含む。 | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 進路選択に資する各種の機会の提供等 | 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 | 教育課程の意義及び編成の方法 各教科の指導法 | 道徳の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） | 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリング）に関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 | | | |
| 中学校教諭 | 専修免許状 | 2 | 6 (5) | 12 (6) | | | | 4 (2) | 5 (3) | 2 |
| | 一種免許状 | 2 | 6 (5) | 12 (6) | | | | 4 (2) | 5 (3) | 2 |
| | 二種免許状 | 2 | 4 (3) | 4 (3) | | | | 4 (2) | 5 (3) | 2 |
| 高等学校教諭 | 専修免許状 | 2 | 6 (4) | 6 (4) | | | | 4 (2) | 3 (2) | 2 |
| | 一種免許状 | 2 | 6 (4) | 6 (4) | | | | 4 (2) | 3 (2) | 2 |

備考 1. 教育課程及び指導演法に関する科目は、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、教育課程の意義及び編成の方法、保育内容の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）

- む。)を含むものとし、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、道德の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)を含むものとし、高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)を含むものとする。
2. 教育課程及び指導法に関する科目は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第38条に規定する幼稚園教育要領、同令第52条に規定する小学校学習指導要領、同令第74条に規定する中学校学習指導要領又は同令第84に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。
 3. 教育の基礎理論に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法を含む場合にあつては、教育課程及び指導法に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法を含むことを要しない。
 4. 各教科の指導法の単位の修得方法は、小学校教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育(以下この号において「国語等」という。)の教科の指導法についてそれぞれ2単位以上を、小学校教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語等のうち6以上の教科の指導法(音楽、図画工作又は体育の教科の指導法のうち2以上を含む。)についてそれぞれ2単位以上を、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、それぞれ、受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。
 5. 道德の指導法の単位の修得方法は、小学校又は中学校の教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては2単位以上を、小学校又は中学校の教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては1単位以上を修得するものとする。
 6. 生徒指導、教育相談及び進路指導法に関する科目は、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、幼児理解の理論及び方法並びに教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法を含むものとし、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、生徒指導の理論及び方法、教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法並びに進路指導の理論及び方法を含むものとする。
 7. 教育実習は、授与を受けようとする普通免許状に係る学校並びに幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては小学校、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては幼稚園及び中学校、中学校教諭の普通免許状を受ける場合にあつては小学校及び高等学校、高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては中学校の教育を中心とするものとする。この場合において、幼稚園又は小学校には、特別支援学校の幼稚部又は小学部を含み、中学校又は高等学校には、中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の中学部又は高等部を含む。
 8. 教育実習の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導(授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。)の1単位を含むものとする。(第7条第1項、第10条及び第10条の4の表の場合においても同様とする。)
 9. 幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実習の単位は、幼稚園(特別支援学校の幼稚部及び附則第18項4号に規定する幼稚園に相当する旧令による学校を含む。)又は、小学校(特別支援学校の小学部及び附則第18項1号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。)において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者について

は、経験年数1年について1単位の割合で、表に掲げる幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目（教育実習を除く。）の単位をもって、これに替えることができる。

10. 中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実習の単位は、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部並びに附則第18項第2号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに附則第18項第3号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。）において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、表に掲げる中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目（教育実習を除く。）の単位をもって、これに替えることができる。
 11. 教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科に関する科目及び教職に関する科目（教職実践演習を除く。）の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする（第10条及び第10条の4の表の場合においても同様とする。）
 12. 幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、教育実習又は教職実践演習の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては2単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては6単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては4単位）まで、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目にあつては2単位まで、教育実習にあつては3単位まで、教職実践演習にあつては2単位まで、他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。
 13. 高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、教育実習又は教職実践演習の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては2単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては6単位まで、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、教育実習並びに教職実践演習にあつてはそれぞれ2単位まで、幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。
 14. 幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育課程及び指導法に関する科目に係る教育課程の意義及び編成の方法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）の単位のうち、2単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては1単位）までは、幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもってあてることができる。
 15. 小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育課程及び指導方法に関する科目に係る各教科の指導法の単位のうち、生活の教科の指導法の単位にあつては2単位まで、特別活動の指導法の単位にあつては1単位まで、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の保育内容の指導法の1単位をもってあてることができる。
 16. 保育内容の指導法の単位のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法又は特別活動の指導法の単位をもってあてることができる。
 17. 括弧内の数字は、免許法別表第1備考第9号の規定の適用を受ける者の修得すべき単位数とする。
- 第10条の4 免許法別表第2の2に規定する栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

| 第 1 欄 | 最 低 修 得 単 位 数 | | | | | | | | | | | |
|--------------------|---------------|----------------------------|-------------------|----------------------|--|----------------------|----------------|----------------|---------------------------|-------------|-----------------------------------|---|
| | 第 2 欄 | | 第 3 欄 | | | 第 4 欄 | | | 第 5 欄 | 第 6 欄 | | |
| 教職に関する科目 | 教職の意義等に関する科目 | | 教育の基礎理論に関する科目 | | | 教育課程及び指導に関する科目 | | | 生徒指導、及び等指導に関する科目 | 教育実践 | 教職実践演習 | |
| 右項の各科目に含めることが必要な事項 | 教職の意義及び教員の役割 | 教員の職務内容(研修、サービス及び身分保障等を含む) | 進路選択に資する各種の機会の提供等 | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 | 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む) | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 | 教育課程の意義及び編成の方法 | 道徳及び特別活動に関する内容 | 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む) | 生徒指導の理論及び方法 | 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む)の理論及び方法 | |
| 養育教諭 | 一 | 種 | 2 | 4 | | | 4 | | | 4 | 2 | 2 |

第66条の6 免許法別表第1備考第4号に規定する文部科学省令で定める科目の単位は、日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位及び情報機器の操作2単位とする。

3) 臨地実習 (病院)

- ① 臨床栄養学実習 I・II、総合演習 I の単位を取得していること。
- ② 総合演習 II を受講していること。
- ③ 3 年前期開講の科目は定期試験を受験済みであること。
- ④ 管理栄養士資格取得に必要な専門科目の内で未修得科目が 2 科目以下であること。
- ⑤ 全科目平均点が70点以上であること。

(5) 学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー)

1. 本学科所定の単位を修得し、以下の知識、能力等を身に付けた学生に対して卒業を認定し、学士(家政学)の学位を授与する。さらに、管理栄養士を目指して、十分に研鑽を積んでいる。
2. 栄養士として必要な知識・技能を有しており、それらを統合して自ら正しい食生活を体現して応用することが身に付いている。
3. 食、栄養や健康に関わる知識と技術を社会で応用し、人々の生活の向上に貢献できる能力を修得している。
4. 食と健康の専門的職業人として、人々の健康と生活の向上に寄与するという意識と責任感を持っている。
5. 食品衛生の専門家(食品衛生管理者・食品衛生監視員、いずれも任用資格)として、食品の製造加工の過程における衛生上の管理と指導ができる。

(6) 家政学関係科目

| 区分 | 授業科目名 | 開講単位数 | 卒業必修・選択の別 | | 授業の形態 | | | 開講期(毎週のコマ数) | | | | | | | | 指定科目 栄養 | |
|-------|--------|-------|-----------|----|-------|----|-----|-------------|----|----|----|----|----|----|---|------------|--|
| | | | 必修 | 選択 | 講義 | 演習 | 実習等 | 1年 | | 2年 | | 3年 | | 4年 | | | |
| | | | | | | | | 前 | 後 | 前 | 後 | 前 | 後 | 前 | 後 | | |
| 家庭経営学 | 家政学原論Ⅰ | 2 | 2 | | 2 | | | | | 1 | | | | | | | |
| | 家政学原論Ⅱ | 2 | | 2 | 2 | | | | | | 1 | | | | | | |
| | 家族関係学 | 2 | | 2 | 2 | | | | | | | | | 1 | | | |
| 保育学 | 保育学 | 2 | | 2 | 2 | | | | | | | | | 1 | | | |
| 計 | 4科目 | 8 | 2 | 6 | 8 | | | | | 1 | 1 | | | 2 | | | |
| 合計 | 63科目 | 108 | 67 | 41 | 74 | 8 | 26 | 2 | 10 | 15 | 14 | 16 | 15 | 13 | 4 | | |

(7) 免許状(証)及び資格等を取得するための教育課程

前記11. 教育課程は、本学の各学科を卒業するために必要な必修単位と各自の選択にて修得すべき単位とを明らかにしたものであるが、この他本学においては、次に示すような各種免許状(証)及び資格を取得するための課程が認定されており、それに必要な授業科目が開講されている。なお、このために各科において修得しなければならない授業科目及び単位については11. 教育課程のカリキュラム表の備考欄及び(注)に明記してあるのでよく注意すること。

| 学 科 | 取得可能な免許状及び免許証等 |
|--------|--------------------------------|
| 食物栄養学科 | 栄養教諭一種免許状 栄養士、管理栄養士国家試験受験資格 |

注) ○食物栄養学科の学生は食品衛生監視員任用資格、食品衛生管理者(任用資格)を付与される。
○他大からの編入生については資格を取得するのに困難な場合もある。

(8) 関係法令等の抜粋

この手引きの1~12までは、各学生が本学のそれぞれの科を卒業するために必要な単位及びそれらを修得するための諸規程・手続きについて述べてきたが、ここではそれらの基礎となっている関係諸法令の重要部分の抜粋を示す。各自に関係ある部分は熟読してよく理解すること。